

# 国民年金

## よくある手続き Q&A

### Q1

保険料を口座振替したい。

年金事務所、役場にて手続きできます。指定口座の通帳と、届出印をお持ちください。保険料がオトクになる納付方法もあります。

### Q2

年金手帳を紛失した。

年金事務所、役場にて、再発行の手続きをしてください。

### Q3

納付書を紛失した。

年金事務所、役場にて、再発行の手続きをしてください。

### Q4

婚姻などにより、姓が変わった。

年金事務所、役場にて、氏名変更の手続きをしてください。

### Q5

婚姻して、配偶者の扶養になった。

配偶者の事業所で手続きをしてください。

いずれの場合も、窓口に来られる方の本人確認できる書類（免許証、住基カードなど、印鑑をお持ちください。

### Q6

免除(納付猶予)していた期間の保険料を払いたい。

年金事務所、役場にて、納付書発行の手続きをしてください。

### Q7

年金受給中の家族が亡くなった。

年金事務所、役場にて、受給状況を確認それぞれの状況に応じて手続きをしてください。

問い合わせ先

役場住民生活課 保険係  
☎73-1415  
鳥取年金事務所  
☎27-8311

## 災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲が拡大されました！

### 拡大されました！

東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第86号)が、平成23年7月29日に公布、施行され、平成23年3月11日以降に生じた自然災害に関して適用されることになりました。

このことに伴い災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正を行いました。

#### 1. 改正の内容

災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹が加わりました。ただし、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者で、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父のいずれもが存しない場合に限りません。

#### 2. 災害弔慰金とは？ (1) 対象者となる方

自然災害により死亡した方で、被害を受けた当時、岩美町に住所を有していた方の遺族が対象です。

#### (2) 対象となる遺族

1) 対象となる遺族の範囲、順位は次のとおりです。

- ① 配偶者、② 子、③ 父母、④ 孫、⑤ 祖父母

2) ①～⑤の対象となる遺族がいない場合

兄弟姉妹(ただし、同居、又は生計を同じくしていた方)

#### (3) 弔慰金の額

主に生計を維持していた方が亡なられた場合	500万円
その他の方が亡なられた場合	250万円

※災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

問い合わせ先

福祉課 地域福祉係  
☎73-13333